

2 裁判所の職員

裁判所には、裁判官をはじめ裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの裁判所職員がいます。また、弁護士の中から任命され調停手続を主宰する調停官のほか、調停委員、司法委員、参与員など一般国民から選ばれた人々が司法手続に参加しています。

- 1 裁判官
裁判所の管轄に属する各種の事件について、裁判に必要な手続及びこれに付随する手続を行う。裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がある。
- 2 裁判所書記官
事件記録その他の書類の作成・保管事務、その他法律において定める事務、裁判官の行う法令・判例の調査の補助事務及びその他手続の適正確保、進行促進、裁判官の判断補助等を目的とした事務を行う。
- 3 裁判所速記官
裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を行う。
- 4 家庭裁判所調査官
家事事件、人事訴訟事件、少年事件等において必要な調査及び調整を行う。
- 5 裁判所事務官
司法行政に関する各種の事務のほか、裁判に関する補助事務を行う。
- 6 執行官
民事裁判の執行に関する事務、競売不動産の現況調査等の事務のほか、裁判所の文書を送達する事務を行う。
- 7 調停官
各種の調停事件について、裁判官と同等の権限で、調停手続を主宰する。調停官には、民事調停官と家事調停官がある。
- 8 調停委員
各種の調停事件について、裁判官（又は調停官）とともに調停委員会を組織し、紛争解決のあっせんに当たる。調停委員には、民事調停委員と家事調停委員がある。
- 9 司法委員
簡易裁判所の民事事件について、和解手続を補助するほか、審理に立ち会って意見を述べる。
- 10 参与員
家庭裁判所の家事審判又は人事訴訟の審理に立ち会うなどして意見を述べる。
- 11 鑑定委員
借地に関する非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。
- 12 専門委員
民事事件等の争点整理、証拠調べ、和解等の手続に関与し、専門的な知見に基づく説明を行う（非訟事件については意見を述べる。）。
- 13 精神保健審判員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関し、裁判官とともに、対象者の処遇の要否及びその内容を判断する。
- 14 精神保健参与員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関与し、対象者の処遇の要否及びその内容について意見を述べる。
- 15 労働審判員
地方裁判所の労働審判事件について、裁判官とともに労働審判委員会を組織して手続を行う。
- 16 裁判員・補充裁判員
裁判員裁判対象事件について、裁判官とともに、法廷での審理に立ち会い、評議で意見を述べ、判決の宣告に立ち会う（補充裁判員は、法廷での審理に立ち会い、評議を傍聴することができ、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選任される。）。

§ 1 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成28年度）

官 職 名 等					定 員 (人)
裁 判 官	最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官				2 3
	判	事			1, 9 8 5
	判	事 補			1, 0 0 0
	簡 易 裁 判 所 判 事	8 0 6			
	計				3, 8 1 4
一 般 職	書 記 官	9, 8 1 0			
	速 記 官	2 2 0			
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1, 5 9 6			
	事 務 官	9, 3 1 7			
	そ の 他	9 7 5			
	計				2 1, 9 1 8
合 計					2 5, 7 3 2

（参考）女性裁判官数は、733 人である（平27. 12. 1 現在）。

（根拠法令）○裁判所法（昭和22年法律第59号）

○裁判所職員定員法（昭和26年法律第53号）

§ 2 執行官の数（平成 28. 4. 1 現在）

全国の員数	370
-------	-----

§ 3 調停官の数（平成 27. 12. 1 現在）

区 分	員 数
民 事 調 停 官	61
家 事 調 停 官	58
計	119

§ 4 民事調停委員及び家事調停委員の数（平成 28. 4. 1 現在）

(1) 員 数

区 分	員 数
民 事 調 停 委 員	9,895
家 事 調 停 委 員	11,667
計	21,562

(注) 合計21,562人のうち3,605人は、民事調停委員及び家事調停委員に併任されている。

(2) 年齢別員数

年齢別	民 事 調 停 委 員		家 事 調 停 委 員	
	員 数	%	員 数	%
70歳以上	136	1.4	30	0.3
60歳代	7,036	71.1	8,205	70.3
50歳代	2,048	20.7	2,507	21.5
40歳代	656	6.6	900	7.7
40歳未満	19	0.2	25	0.2
計	9,895	100.0	11,667	100.0

(注) 上記は、任命時の年齢による。

(3) 職業別員数

職業別	民 事 調 停 委 員		家 事 調 停 委 員	
	員 数	%	員 数	%
弁護士	1,512	15.3	1,404	12.0
医師	266	2.7	85	0.7
大学教授等	128	1.3	246	2.1
公務員	161	1.6	214	1.8
会社・団体の役員・理事	947	9.6	1,044	9.0
会社員・団体の職員	453	4.6	525	4.5
農林水産業	138	1.4	154	1.3
商業・製造業	148	1.5	157	1.4
宗教家	153	1.5	244	2.1
公認会計士・税理士・不動産鑑定士・ 土地家屋調査士 等	3,189	32.2	2,179	18.7
その他	369	3.7	953	8.2
無職	2,431	24.6	4,462	38.2
計	9,895	100.0	11,667	100.0

§ 5 司法委員及び参与員の数（平成28. 2. 1現在）

区 分	員 数
司 法 委 員	5,495
参 与 員	5,640

§ 6 鑑定委員の数（平成28. 2. 1現在）

区 分	員 数
借地借家法に基づく鑑定委員	1,610
大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等 に 基 づ く 鑑 定 委 員	1,568

（注）借地借家法に基づく鑑定委員のうち1,568人は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法等に基づく鑑定委員を兼ねている。

§ 7 専門委員の数（平成28. 4. 1現在）

分 野 別	員 数
医事関係	905
建築関係	582
知的財産権関係	254
その他	233
計	1,974

§ 8 労働審判員の数（平成28. 4. 1現在）

全国員数	1,478
------	-------

§ 9 選任された裁判員及び補充裁判員の数（平成27年）

区 分	員 数
裁判員	6,767
補充裁判員	2,293

（注1）平成27年1月1日から平成27年12月31日までに終局した裁判員裁判において選任された数である。

（注2）補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

3 裁判官の報酬等

裁判官・検察官の報酬俸給表（平成28年4月1日現在）

裁判官			検察官		報酬 俸給 月額	初任給 調整手当
最高裁判所長官					2,010,000	
最高裁判所判事			検事総長		1,466,000	
東京高等裁判所長官					1,406,000	
その他の高等裁判所長官			東京高検検事長		1,302,000	
			次長検事・その他の検事長		1,199,000	
判事	判事補	簡裁判事	検事	副検事		
1			1		1,175,000	
2			2		1,035,000	
3		特	3		965,000	
4		1	4		818,000	
5		2	5		706,000	
6		3	6	特	634,000	
7		4	7	1	574,000	
8			8	2	516,000	
		5		3	437,700	
	1	6	9	4	420,300	
	2	7	10	5	386,600	
	3	8	11	6	363,700	
	4	9	12	7	340,400	
	5	10	13	8	318,200	19,000
	6	11	14	9	302,900	30,900
	7	12	15	10	285,300	45,100
	8	13	16	11	274,900	51,100
	9	14	17	12	252,000	70,000
	10	15	18	13	243,100	75,100
	11	16	19	14	236,200	83,900
	12	17	20	15	229,900	87,800
				16	218,500	
				17	210,700	

4 裁 判 所 の 予 算

予算額（平成28年度）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	国の予算に対する 割合（％）
国 の 予 算 総 額	9 6, 7 2 1, 8 4 1, 0 5 4	-
裁 判 所 予 算 額	3 1 5, 3 0 0, 1 1 4	0. 3 2 6
＜予算の内容＞	予 算 額	割合（％）
人 件 費	2 6 4, 8 0 3, 8 6 7	8 4. 0
施 設 費	1 4, 6 0 4, 6 8 7	4. 6
裁 判 費	1 9, 1 2 4, 5 5 3	6. 1
そ の 他	1 6, 7 5 9, 0 0 7	5. 3
予 備 経 費	8, 0 0 0	0. 0

§ 1 日本における法曹人口及び総人口の推移（昭和21年～平成28年）



§ 2 諸外国の法曹人口の比較

(単位：人)

	アメリカ		イギリス※1	ドイツ	フランス	日 本	
	連邦	州					
人口	321, 418, 820		57, 408, 600	81, 197, 537	66, 627, 602	127, 110, 000	
法曹人口 (対人口10万比)	1, 284, 306 (399. 57)		147, 050 (256. 15)	189, 093 (232. 88)	68, 055 (102. 14)	44, 290 (34. 84)	42, 585 (33. 50)
裁判官 (対人口10万比)	31, 979 (9. 95)		3, 250 (5. 66)	20, 301 (25. 00)	5, 807 (8. 72)	3, 814 (3. 00)	3, 008※2 (2. 37)
	1, 822 (0. 57)	30, 157 (9. 38)					
検察官 (対人口10万比)	32, 720 (10. 18)		2, 445 (4. 26)	5, 279 (6. 50)	1, 919 (2. 88)	2, 754 (2. 17)	1, 855※3 (1. 46)
	5, 945 (1. 85)	26, 775 (8. 33)					
弁護士 (対人口10万比)	1, 219, 607 (379. 44)		141, 355 (246. 23)	163, 513 (201. 38)	62, 184 (93. 33)	37, 722 (29. 68)	
弁護士数/裁判官数	38. 14		43. 49	8. 05	10. 71	9. 89	12. 54

※1 イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

※2 簡裁判事を除いた数

※3 副検事を除いた数

1 人口

日本……平成27年10月1日現在(総務省統計局調査)

アメリカ…2015年7月1日現在(米統計局(U. S. Census Bureau)調査)

イギリス…2014年6月30日現在の概数(英国政府統計局(Office for National Statistics)調査)

ドイツ…2014年12月31日現在(連邦及び州統計局調査)

フランス…2016年1月1日現在の推計値(フランス全土(海外県を含む。))(仏国立統計経済研究所(INSEE)調査)

2 裁判官数

日本……平成28年度の定員

アメリカ

連邦……最高裁判所(Supreme Court)、控訴裁判所(Court of Appeals)、地方裁判所(District Court)、国際通商裁判所(Court of International Trade)、連邦請求裁判所(Court of Federal Claims)、軍法上訴裁判所(Court of Appeals for the Armed Forces)、退役軍人裁判所(Court of Appeals for Veterans Claims)、破産裁判所(Bankruptcy Court)及び租税裁判所(Tax Court)の各裁判官数(連邦治安判事(U. S. Magistrate Judge)を含む。)の合計の定員(2016年3月現在、全米50州及びワシントンD.C.のみ。United States Code Title28等に規定)

州……全米50州及びワシントンD.C.の通常第一審管轄裁判所、上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数(非常勤を含む。市長又は市議会議員との兼任裁判官は除く。)。なお、通常第一審管轄裁判所の裁判官数は、11,523人(非常勤を含む。)(State Court Caseload Statistics, 2010から)

イギリス…常勤裁判官1,415人(Justices of the Supreme Court(2016年3月現在、最高裁判所ホームページから)、Heads of Divisions, Lords Justices of Appeal, High Court Judges, Circuit Judges, District Judges(County Courts), District Judges(Magistrates' Courts), Masters, Registrars, Costs Judges, District Judges(Principal Registry of the Family Division))及び非常勤裁判官1,835人(Deputy Circuit Judges(2014年4月1日現在、Judicial Officeに照会)、Recorders, Deputy District Judges(County Courts), Deputy Masters, Deputy Registrars, Deputy Costs Judges, Deputy District Judges(Principal Registry of the Family Division), Deputy District Judges(Magistrates' Courts)(以上2015年4月1日現在、Courts and Tribunals Diversity Tables 2015から))の合計数。このほ

か、法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事 (Justices of the Peace) が 19,634 人いる (2015 年 4 月 1 日現在, Serving Magistrates Statistics 2015 から)。

ドイツ……連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の数 (2014 年 12 月 31 日現在)。試用裁判官 (Richter auf Probe) を含む (連邦司法消費者保護省調査)。

フランス…2014 年 10 月 1 日現在の数 (司法官職高等評議会調査)。

3 検察官数

日本……平成 28 年度の定員

アメリカ

連邦……連邦検察官 (U. S. Attorney) 及び連邦検察官補 (Assistant U. S. Attorney) の総数 (2016 年 3 月現在, 事務局等勤務を含む。司法省調査)

州……重罪事件を扱う検察庁における 2007 年現在の数 (非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入。司法省発行の Prosecutors in State Courts, 2007。なお, 同資料による数値にはワシントン D. C. 地区連邦検察事務所所属の連邦検察官の数が含まれているため, これを控除している (ただし, 控除した連邦検察官の数は 2016 年 1 月現在の数である。))

イギリス…検察庁 (Crown Prosecution Service) に所属するバリスタ及びソリシタ (検事総長 (Director of Public Prosecutions) を含む。) 並びに法務長官 (Attorney General) の合計員数 (2015 年 3 月 31 日現在, CPS 調査)

ドイツ……2014 年 12 月 31 日現在の数 (連邦検察官及び州検察官の合計, 連邦司法消費者保護省調査)

フランス…2014 年 10 月 1 日現在の数 (司法官職高等評議会調査)

4 弁護士数

日本……平成 28 年 4 月 1 日現在の数 (日本弁護士連合会調査)

アメリカ…2014 年 12 月 31 日現在, 全米 50 の各州及びワシントン D. C. に居住しかつ現に活動している法曹有資格者の総数 1,284,306 人 (American Bar Association 調査) から裁判官及び検察官の数を控除した数

イギリス…独立開業している法廷弁護士 (Barrister) 12,757 人 (2015 年現在, Bar Standards Board 調査) 及び開業証書を保有する事務弁護士 (Solicitor) 130,382 人 (2014 年 7 月 31 日現在, Annual statistics reports 2014 executive summary) の合計数から, 検察庁に所属するソリシタ及び法務長官の数を控除した数。このほか被用弁護士 (Employed Barrister) が 2,897 人いる (2015 年現在, Bar Standards Board 調査)。

ドイツ……2015 年 1 月 1 日現在の数 (連邦弁護士会調査)

フランス…弁護士 (Avocats (従前の法律顧問 (Conseil juridique) を含む。)) 及びコンセイユデタ・破毀院付弁護士 (Avocats au Conseil d'État et à la Cour de cassation (従前の控訴院代訴士 (Avoué près les cours d'appel) を含む。)) の合計員数 (いずれも 2015 年 1 月 1 日現在の数, 司法省調査)

§ 3 弁護士の数と人口との関係

- (注) 1 弁護士の数は平成28年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調べ)である。
 2 ()内の数は女性弁護士の数(内数)である。
 3 人口は総務省統計局による平成27年10月1日現在の数である。
 4 外国弁護士の数は外国弁護士資格者の数である。

弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口(千人)	1人当たりの 人口(人)	弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口(千人)	1人当たりの 人口(人)
東京	7,754	13,514	768	鳥取県	66	574	8,697
第一東京	4,797			島根県	79	694	8,785
第二東京	5,041			福岡県	1,195	5,103	4,270
神奈川県	1,532			佐賀県	100	833	8,330
埼玉県	800	9,127	5,958	長崎県	156	1,378	8,833
千葉県	750	6,224	8,299	大分県	156	1,167	7,481
茨城県	269	2,918	10,848	熊本県	266	1,787	6,718
栃木県	211	1,975	9,360	鹿児島県	197	1,649	8,371
群馬県	278	1,973	7,097	宮崎県	136	1,104	8,118
静岡県	447	3,701	8,280	沖縄県	254	1,434	5,646
山梨県	120	835	6,958	仙台	440	2,334	5,305
長野県	241	2,100	8,714	福島県	194	1,914	9,866
新潟県	268	2,305	8,601	山形県	95	1,123	11,821
大阪	4,331	8,839	2,041	岩手	100	1,280	12,800
京都	733	2,610	3,561	秋田	78	1,023	13,115
兵庫県	874	5,537	6,335	青森県	117	1,309	11,188
奈良	165	1,365	8,273	札幌	754	5,384	5,638
滋賀	144	1,413	9,813	函館	53		
和歌山	146	964	6,603	旭川	72		
愛知県	1,860	7,484	4,024	釧路	76		
三重	187	1,816	9,711	香川県	172	977	5,680
岐阜県	189	2,033	10,757	徳島	92	756	8,217
福井	103	787	7,641	高知	88	728	8,273
金沢	165	1,154	6,994	愛媛	163	1,386	8,503
富山県	114	1,067	9,360	計	37,722	127,110	3,370
広島	560	2,845	5,080		(6,910)		
山口県	163	1,405	8,620	沖縄弁護士	9		
岡山	381	1,922	5,045	外国弁護士	0		
				外国法事務弁護士	391		

§ 4 司法修習生の数（採用者数）

期別	（採用年度）	人 数
第36期	（昭和57年度）	438 (32)
第37期	（昭和58年度）	451 (47)
第38期	（昭和59年度）	451 (42)
第39期	（昭和60年度）	450 (52)
第40期	（昭和61年度）	482 (45)
第41期	（昭和62年度）	473 (58)
第42期	（昭和63年度）	492 (63)
第43期	（平成元年度）	511 (60)
第44期	（平成2年度）	509 (70)
第45期	（平成3年度）	507 (72)
第46期	（平成4年度）	596 (84)
第47期	（平成5年度）	635 (124)
第48期	（平成6年度）	703 (144)
第49期	（平成7年度）	724 (155)
第50期	（平成8年度）	728 (142)
第51期	（平成9年度）	734 (169)
第52期	（平成10年度）	746 (203)
第53期	（平成11年度）	797 (199)
第54期	（平成12年度）	982 (282)
第55期	（平成13年度）	992 (269)
第56期	（平成14年度）	1,007 (227)
第57期	（平成15年度）	1,183 (277)
第58期	（平成16年度）	1,188 (280)
第59期	（平成17年度）	1,499 (366)
第60期	（平成18年度）	2,446 (572)
第61期	（平成19年度）	2,380 (630)
第62期	（平成20年度）	2,304 (626)
第63期	（平成21年度）	2,171 (571)
第64期	（平成22年度）	2,124 (588)
第65期	（平成23年度）	2,074 (480)
第66期	（平成24年度）	2,035 (532)
第67期	（平成25年度）	1,969 (447)
第68期	（平成26年度）	1,761 (411)
第69期	（平成27年度）	1,787 (381)

（注意） いずれも採用時の数値である。
括弧内は女性で内数である。

§ 5 終了者の進路別人数

期別（終了年度）	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
第33期（昭和56年）	484（33）	61（4）	38（1）	378（27）	7（1）
第34期（昭和57年）	499（38）	62（2）	53（2）	383（34）	1（0）
第35期（昭和58年）	483（49）	58（8）	53（2）	370（39）	2（0）
第36期（昭和59年）	436（33）	58（1）	50（1）	325（30）	3（1）
第37期（昭和60年）	447（44）	52（7）	49（2）	343（34）	3（1）
第38期（昭和61年）	450（44）	70（8）	34（4）	342（32）	4（0）
第39期（昭和62年）	448（52）	62（10）	37（6）	347（36）	2（0）
第40期（昭和63年）	482（45）	73（8）	41（4）	367（32）	1（1）
第41期（平成元年）	470（57）	58（10）	51（6）	360（40）	1（1）
第42期（平成2年）	489（63）	81（16）	28（3）	376（44）	4（0）
第43期（平成3年）	506（58）	96（20）	46（4）	359（34）	5（0）
第44期（平成4年）	508（70）	65（16）	50（8）	378（45）	15（1）
第45期（平成5年）	506（72）	98（20）	49（8）	356（44）	3（0）
第46期（平成6年）	594（84）	104（18）	75（11）	406（55）	9（0）
第47期（平成7年）	633（123）	99（34）	86（16）	438（70）	10（3）
第48期（平成8年）	699（142）	99（26）	71（12）	521（102）	8（2）
第49期（平成9年）	720（155）	102（26）	70（16）	543（113）	5（0）
第50期（平成10年）	726（144）	93（21）	73（11）	553（110）	7（2）
第51期（平成11年）	729（167）	97（18）	72（16）	549（132）	11（1）
第52期（平成12年）	742（202）	87（22）	69（16）	579（164）	7（0）
第53期（平成12年）	788（196）	82（26）	74（10）	625（158）	7（2）
第54期（平成13年）	975（281）	112（31）	76（20）	774（225）	13（5）
第55期（平成14年）	988（269）	106（30）	75（22）	799（214）	8（3）
第56期（平成15年）	1,005（225）	101（29）	75（19）	822（175）	7（2）
第57期（平成16年）	1,178（277）	109（35）	77（19）	983（222）	9（1）
第58期（平成17年）	1,187（279）	124（34）	96（30）	954（213）	13（2）
第59期（平成18年）	1,477（360）	115（35）	87（26）	1,254（291）	21（8）
第60期（平成19年）	2,376（568）	118（43）	113（39）	2,043（457）	102（29）
第61期（平成20年）	2,340（619）	99（36）	93（32）	2,026（527）	122（24）
第62期（平成21年）	2,346（635）	106（34）	78（31）	1,978（523）	184（47）
第63期（平成22年）	2,144（563）	102（32）	70（22）	1,714（443）	258（66）
第64期（平成23年）	2,152（597）	102（34）	71（24）	1,515（418）	464（121）
第65期（平成24年）	2,080（479）	92（28）	72（22）	1,370（316）	546（113）
第66期（平成25年）	2,034（528）	96（38）	82（31）	1,286（336）	570（123）
第67期（平成26年）	1,973（443）	101（29）	74（29）	1,248（269）	550（116）
第68期（平成27年）	1,766（418）	91（38）	76（25）	1,131（239）	468（116）

（注） 括弧内は女性で内数である。

第33期から第52期までは4月終了、第53期から第59期までは10月終了、第60期から第62期までは9月及び12月終了、第63期及び第64期は8月及び12月終了、第65期以降は12月終了である。修習終了直後の数による。